

犯罪社会学における社会学 1.5

——犯罪統計・犯罪不安・体感治安——

淑徳大学 山本 功

この報告は、佐藤(2013)が論じた社会学 1.0、社会学 2.0 そして社会学 1.5 という区別に応答し、犯罪社会学における 1.5 のあり方を論じる。

そもそも社会学は、そのはじまりの頃から犯罪現象に関心をよせ、犯罪を、社会を理解する切り口のひとつとしてきた。ただし、佐藤のいう社会学 1.0 のとおりであって、素朴に犯罪現象を分析するというよりは、社会学固有の視座からそれを分析しようとしてきた。デュルケムの議論は社会学のテキストで紹介される定番であるが、それ以外にも、たとえばジンメルは、「貧者」論において、「貧困はそれ自体で独立に量的に確定されるべき状態としてではなく、…社会的な反作用によってのみ規定される。——これは犯罪の場合とまったく同じであり、それを直接に概念規定するのがきわめて困難なため、人びとは「公的な刑罰の課せられる行為」と定義する」(Simmel 1908=1994:96-7)としており、社会的反作用に注目していた。またテンニースは、論文「社会現象としての犯罪」(1895=2011)において、刑事法学とは異なる犯罪概念の定義に取り組み、犯罪統計への批判的視座を提示し、社会学からの犯罪研究を呼びかけていた。

すなわち、社会学は 1.0 段階において、犯罪現象に関しても「常識は正しい」は正しくない」というスタンスであった。ただし、この 1.0 バージョンも、人びとのいわゆる常識とは異なる仕方で犯罪を理解しようとするスタンスと、犯罪統計にあらわれる、刑事司法の法執行のあり方に対して距離をとるというスタンスがあり、単一の視座というわけではなかった。

さて、個々の事案に対して、人びとがそれを犯罪として反応する／しない、という水準とは別に、全般的な犯罪情勢に対する人びとの反応という水準も考えられる。それは、犯罪不安または体感治安という概念で捉えられてきた。1990 年代後半から治安悪化の言説と同時に、「体感治安の悪化」「犯罪不安の増大」が語られるようになった。2003 年の犯罪対策閣僚会議『犯罪に強い社会の実現のための行動計画』は、冒頭で「治安水準の悪化と国民の不安感の増大」と、治安情勢と不安感を並列していた。近年では、犯罪の減少=治安の改善に対して、体感治安があまり好転しないことに注意が払われている。「体感治安」の悪さは、生活の質にかかわり、犯罪それ自体とはまた別に、何らかの対応が必要な対象であると捉えられるようになっていく。

社会学あるいは犯罪学においては、犯罪統計にみられる犯罪情勢と、体感治安／犯罪不安との乖離に焦点があてられ、その乖離の理由が研究対象とされてきた(たとえば、浜井・芹沢 2006 など)。しかしながら、より詳細に検討すれば、その乖離は必ずしも単純なものではない。報告者が関与したいくつかの社会調査データをもとに、1.5 のあり方を構想してみたい。

- ・浜井浩一・芹沢一也, 2006, 『犯罪不安社会: 誰もが「不審者」?』光文社.
- ・佐藤俊樹, 2013, 常識をうまく手放す 山本泰ほか[編著]『社会学ワンダーランド』新世社:1-30.
- ・Simmel, G., 1908, *Soziologie*, Berlin. (=1994, 居安正訳『社会学』白水社).
- ・Tönnies, F., 1895, "Das Verbrechen als soziale Erscheinung", *Archiv für soziale Gesetzgebung und Statistik* 8 :329-344(=2011, 山本功訳「社会現象としての犯罪」『淑徳大学研究紀要』45:397-408).
- ・山本功, 2014, ふたつの犯罪社会学 —社会学的犯罪学と犯罪の社会学— 日本犯罪学会『犯罪学雑誌』80(4):123-6.
- ・山本功・島田貴仁, 2016, 「地域防犯事業が体感治安と犯罪不安に及ぼす効果の研究 —千葉県コンビニ防犯ボックスモデル事業を事例として—」日本犯罪学会『犯罪社会学研究』41:80-97.
- ・山本功, 2017, 「都道府県別の居住地域体感治安と犯罪不安の分析 —人口あたり刑法犯認知件数の効果に注目して—」埼玉大学社会調査センター『政策と調査』12:53-62.